

三番町閑話

30

「更生保護を税理士さんが支えて
みませんか！！」

平成27年9月18日、霞ヶ関の中央合同庁舎6号館「法務省 東京保護観察所」において東京税理士保護司会の設立総会が行われた。業務の傍ら、保護司活動に携わる税理士が26名いる。

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助ける活動をしている。

4年前に他界した母が保護司を拝命していた影響で、私はBBS会と

いう組織で、兄姉のような存在として子供たちと触れ合って、いわばプレ活動をしていた。その後、地域の推薦で16年9月1日、保護司に就任した。

保護司のもう一つの取り組みが、犯罪や非行のない、安全・安心な地域社会づくりだ。毎年7月に開催される「社会を明るくする運動」、講演会、シンポジウム、非行防止教室等の活動が展開されている。税理士の職能を活かした社会貢献活動は、税務支援や租税教育の実施、成年後見制度等へと広がりつつある。

税理士の社会貢献が期待される昨今、東京税理士保護司会の発展に寄与したいと思う。多くの方に、ご賛同頂き、参加していただければ幸いです。

税理士 宮本 雄司（日本税理士会連合会 理事）

東京税理士保護司会